



平成 23 年 1 月 28 日

各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号  
イー・ギャランティ株式会社  
代表取締役社長 江藤 公則  
(コード番号：8771)  
問合せ先：取締役 唐津 秀夫  
電話番号：(03) 5447-3577

## 株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成23年1月28日開催の取締役会において、株式の分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 株式の分割及び単元株制度採用の目的

株式を分割することにより、当社株式の流動性を高めると共に、当社株式の投資単位あたりの金額を引き下げることにより、投資家層のさらなる拡大を目的とするものであります。

また、平成 19 年 11 月 27 日に単元株式数(売買単位)を 100 株に統一することを目的として全国証券取引所が公表いたしました「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、100 株を 1 単元とする単元株制度を採用いたします。

なお、この株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位は実質的に 2 分の 1 となります。

#### 2. 株式の分割の概要

##### (1) 分割の方法

平成 23 年 3 月 31 日(木曜日)を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

##### (2) 分割により増加する株式数

平成 23 年 1 月 28 日現在の発行済株式総数を基準として計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	20,202 株
今回の分割により増加する株式数	4,020,198 株
株式分割後の当社発行済株式総数	4,040,400 株
株式分割後の発行可能株式総数	7,840,000 株

(注) 上記発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。

### (3) 分割の日程

基準日の公告日	平成 23 年 3 月 16 日 (水曜日)
基準日	平成 23 年 3 月 31 日 (木曜日)
効力発生日	平成 23 年 4 月 1 日 (金曜日)

## 3. 単元株制度の採用

### (1) 新設する単元株式の数

上記 2. の「株式の分割の概要」に記載した株式の分割の効力発生を条件として単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

### (2) 新設の日程

効力発生日 平成 23 年 4 月 1 日 (金曜日)  
平成 23 年 3 月 29 日 (火曜日) をもって、大阪証券取引所 J A S D A Q 市場における当社株式の売買単位は 1 株から 100 株に変更されます。

## 4. 定款の一部変更について

### (1) 変更の理由

上記 2. の「株式の分割の概要」及び 3. の「単元株制度の採用」に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定に基づく取締役会決議により、平成 23 年 4 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。

株式の分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更いたします。

株式の分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株とするため、第 7 条を新設いたします。

第 6 条の変更及び第 7 条の新設の効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。  
現行定款第 7 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。

( 2 ) 定款変更の内容

( 下線部は変更箇所を示しております。 )

現 行 定 款	変 更 後
第 6 条 ( 発行可能株式総数 ) 当社の発行可能株式総数は、 <u>39,200株</u> とする。  ( 新 設 )  第 7 条 ~ 第 38 条 ( 条文省略 )  ( 新 設 )	第 6 条 ( 発行可能株式総数 ) 当社の発行可能株式総数は、 <u>7,840,000株</u> とする。  <u>第 7 条 ( 単元株式数 )</u> <u>当社の単元株式数は 100 株とする。</u>  第 8 条 ~ 第 39 条 ( 現行どおり )  <u>附 則</u> <u>第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発</u> <u>生日は平成23年4月1日とする。なお、本附則</u> <u>は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

( 3 ) 日程

効 力 発 生 日 平成 23 年 1 月 28 日 ( なお、第 6 条の変更および第 7 条の新設の効力発生日は平成 23 年 4 月 1 日となります。 )

5 . ストック・オプション行使価額の調整

株式の分割及び単元株制度の採用に伴い、ストック・オプション ( 新株予約権 ) の行使価額を平成 23 年 4 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

( 1 ) 平成 18 年 10 月 31 日開催の臨時株主総会決議に基づく

第 1 回ストック・オプション ( 第 1 回新株予約権 ) [ 平成 18 年 11 月 1 日付与分 ]

調整後の行使価額 900 円 調整前行使価額 180,000 円

( 注 : 権利行使期間 平成 20 年 11 月 1 日 ~ 平成 26 年 10 月 31 日 )

( 2 ) 平成 19 年 9 月 25 日開催の取締役会決議に基づく

第 2 回ストック・オプション ( 第 2 回新株予約権 ) [ 平成 19 年 10 月 1 日付与分 ]

調整後の行使価額 930 円 調整前行使価額 186,000 円

( 注 : 権利行使期間 平成 22 年 6 月 30 日 ~ 平成 26 年 6 月 29 日 )

( 3 ) 平成 19 年 9 月 25 日開催の取締役会決議に基づく

第 3 回ストック・オプション ( 第 3 回新株予約権 ) [ 平成 19 年 10 月 1 日付与分 ]

調整後の行使価額 930 円 調整前行使価額 186,000 円

( 注 : 権利行使期間 平成 21 年 6 月 30 日 ~ 平成 25 年 6 月 29 日 )

- ( 4 ) 平成 20 年 10 月 16 日開催の取締役会決議に基づく  
第 4 回ストック・オプション ( 第 4 回新株予約権 ) [ 平成 20 年 11 月 1 日付与分 ]  
調整後の行使価額 682 円 調整前行使価額 136,353 円  
( 注 : 権利行使期間 平成 23 年 10 月 17 日 ~ 平成 27 年 10 月 16 日 )
- ( 5 ) 平成 22 年 3 月 30 日開催の取締役会決議に基づく  
第 5 回ストック・オプション ( 第 5 回新株予約権 ) [ 平成 22 年 4 月 15 日付与分 ]  
調整後の行使価額 1,380 円 調整前行使価額 275,869 円  
( 注 : 権利行使期間 平成 25 年 4 月 15 日 ~ 平成 30 年 4 月 14 日 )

## 6 . その他

- ( 1 ) 資本金の額の変更  
今回の株式の分割に際して、資本金の額の増加はありません。
- ( 2 ) 今回の株式の分割に伴う配当について  
今回の株式の分割は平成 23 年 4 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 23 年 3 月期の  
期末配当金につきましては、株式の分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

以 上